名　　称	青森
産地の範囲	青森県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告